

自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版 RPS 試案）

第一 目的

この法律は、自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資することを目的とする。

第二 定義等

1 この法律において「自然エネルギー供給」とは、自然エネルギー生産による電気又は熱の供給をいう。

2 この法律において「自然エネルギー生産」とは、次に掲げる発電又は熱利用をいう。

太陽光発電

風力発電

水力発電（政令で定める出力以上の発電設備によるものを除く。）

地熱発電

バイオマス（農業、林業又は製材業において産物、副産物又は廃物として生ずる薪材、木くず、わら、家畜の排せつ物その他の有機物を全部又は大部分とする有機物（当該有機物から得られる液体又は気体を含む。）をいう。以下同じ。）を燃料として利用して行う発電
廃棄物として政令で定めるものを燃料として利用して行う発電（ に掲げる発電を除く。）

太陽熱利用

地熱利用

冷凍設備を用いた海水、河川水その他の水を熱源とする熱利用

バイオマスを燃料とする熱利用

廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用（ に掲げる熱利用を除く。）

から までに掲げるもののほか、自然現象又は生物体に由来する枯渇しないエネルギー資源による発電又は熱利用であってこれによる電気又は熱の供給の促進を図ることが第一の目的に照らし特に必要なものとして政令で定めるもの

3 経済産業大臣は、2 の 、 、 及び の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かななければならない。

4 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者（以下「電気供給事業者」という。）並びに熱供給事業法第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。

5 この法率において「自然エネルギー生産者」とは、自然エネルギー生産を行う者をいう。

第三 国の責務

1 国は、自然エネルギー供給を促進するために必要な財政上金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、自然エネルギー供給の安定化、自然エネルギー生産の効率化及び費用の低減等のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。
- 3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネルギー供給の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 国は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、自然エネルギー供給の促進を図るための国際的な連携の確保、技術協力の推進その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四 地方公共団体の責務

- 1 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた自然エネルギー供給の促進のための施策を推進するよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第五 自然エネルギー生産者等の責務

- 1 自然エネルギー生産者は、自然エネルギー生産の安定化及び効率化を図ることにより、自然エネルギー供給の促進に資するよう努めなければならない。
- 2 エネルギー供給事業者は、自然エネルギー供給を行い、及び自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 エネルギーを使用する者は、自然エネルギー供給の促進について理解を深めるよう努めるとともに、自然エネルギー生産による電気又は熱を使用するよう努めなければならない。

第六 供給目標

- 1 政府は、自然エネルギー供給の促進の見地から、自然エネルギー供給の目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。
- 2 供給目標においては、自然エネルギー生産の種類ごとの電気又は熱の供給量の目標、自然エネルギー供給の量が電気又は熱の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、地球温暖化対策の推進に関する法律第七条第一項の地球温暖化対策に関する基本方針を借まえ、経済全般の動向、自然エネルギー生産に係る技術水準その他の事情を勘案するとともに、循環型社会形成推進基本法第九条に規定する基本原則に配慮して定めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、供給目標の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、供給目標の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、経済財政諮問会議の意見を聴くとともに、自然エネルギー生産者及びエネルギー供給事業者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

第七 自然エネルギー生産の認定

自然エネルギー生産者は、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー生産に係る設

備の設置に関する計画を提出して、当該自然エネルギー生産が政令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

第八 電気供給事業者による買取り

電気供給事業者は、自然エネルギー発電（第七の認定に係る自然エネルギー生産のうち発電であるものをいう。以下同じ。）による電気の買取りを求められた場合には、当該種類の自然エネルギー発電による電気の買取りに代えて電気供給事業者が自ら発電を行うこととした場合に追加的に必要とされる発電費用の額として経済産業省令で定める額に相当する額以上の額で買い取るものとする。

第九 自然エネルギー電力証書の提出義務

- 1 電気供給事業者は、毎年度、経済産業大臣が定める期限までに、取得義務量の自然エネルギー電力証書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 2 1の取得義務量は、次に掲げる区分によりそれぞれその定める数量とする。

に掲げる電気供給事業者以外の電気供給事業者 年度分数量
前年度において5の申出をした電気供給事業者 年度分数量と当該申出に係る数量とを合算して得た数量
- 3 年度分数量は、その年度分の当該電気供給事業者が取得すべき自然エネルギー電力証書の数量として経済産業大臣が定める数量とする。
- 4 3の経済産業大臣が定める数量は、供給目標を段階的に達成するため各年度において供給されるべき自然エネルギー発電による電気の供給量の総量を基礎として経済産業省令で定めるところにより算定されるものとする。
- 5 電気供給事業者は、その年度分の自然エネルギー電力証書の提出期限までに、同年度について3の経済産業大臣が定める数量に経済産業省令で定める数値を乗じて得た数量を超えない数量の自然エネルギー電力証書の提出を翌年度において行う旨を経済産業大臣に申し出ることができる。
- 6 5の申出があった場合には、3にかかわらず、当該申出をした電気供給事業者のその年度分の年度分数量は、3の経済産業大臣が定める数量から5の申出に係る数量を控除して得た数量とする。
- 7 1の自然エネルギー電力証書の提出は、その年度分又は前年度分として発行された自然エネルギー電力証書をもって行うものとする。

第十 自然エネルギー電力証書の発行及び交付

- 1 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー電力証書を発行し、自然エネルギー発電者（自然エネルギー発電を行う者をいう。以下同じ。）に対し交付するものとする。
- 2 1により自然エネルギー発電者に対し交付する自然エネルギー電力証書の数量は、次に掲げる区分に応じそれぞれその定める数量（当該自然エネルギー発電者が行う自然エネルギー発電の種類が複数であるときは、当該種類ごとにその数量を算定しこれらを合算して得た数量）と

する。ただし、その数量に一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てる。

以外の自然エネルギー発電 その自然エネルギー発電の種類ごとに、当該自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気百キロワット時で除して得た数量に当該自然エネルギー発電に係る費用の水準の推移を勘案してその発電設備を設置した年度ごとに経済産業省令で定める数値を乗じて得た数量

第二の 2 の に掲げる自然エネルギー発電 当該自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気百キロワット時で除して得た数量にその燃料として利用する廃棄物のうちに占めるバイオマスに相当するものとして経済産業省令で定めるものの割合を乗じて得た数量

第十一 政府による買入れ等

- 1 政府は、政令で定めるところにより、第九の 1 の期限後において、自然エネルギー電力証書であってその交付を受けた自然エネルギー発電者が所有するものの買入れを行うことができる。
- 2 経済産業大臣は、毎年度 当該年度分の自然エネルギー電力証書の発行前に、当該自然エネルギー電力証書の 1 による買取価格を定め、これを公表するものとする。

第十二 納付金の納付

- 1 経済産業大臣は、第十一の 1 による自然エネルギー電力証書の買入れに要する費用その他自然エネルギー電力の供給の促進に要する費用に充てるため、第九の 1 による取得義務量の自然エネルギー電力証書の提出をしなかった電気供給事業者から、自然エネルギー供給促進納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。
- 2 電気供給事業者が納付すべき納付金の額は、各年度につき、納付金単価に当該電気供給事業者の第九の 1 による提出をしなかった自然エネルギー電力証書の数量を乗じて得た額に相当する額とする。
- 3 納付金単価は、政令で定めるところにより、経済産業大臣が定める。

第十三 指定法人

- 1 経済産業大臣は、その指定する民法法人に、第十の 1、第十一の 1 及び第十二の 1 の業務を行わせることができる。
- 2 1 の指定を受けた者は、1 に定める業務のほか、次の業務を行うものとする。
自然エネルギー電力証書の取引に係る市場の整備に関する業務
その他自然エネルギーの供給の促進に関する業務
- 3 1 の法人が 1 の業務を行うときは、納付された納付金は当該法人の収入とする。

第十四 技術上の指針

- 1 経済産業大臣は、系統連系に関し自然エネルギー発電者及び電気供給事業者がよるべき技術上の指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 2 指針は、自然エネルギー発電が円滑に促進されるよう十分配慮して定められなければならない。

第十五 指導及び助言

経済産業大臣は、自然エネルギー発電を促進するため必要がみと認めるときは、自然エネルギー発電者又は電気供給事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

第十六 補助

国は、第七の認定に係る自然エネルギー生産であって、経済性の面における制約があることからその促進を図ることが特に必要であるものとして政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、当該自然エネルギー生産に係る設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、当該設備の設置に要する費用の一部を補助することができる。

第十七 報告の徴収

- 1 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第七の認定を受けた自然エネルギー生産者に対し、その自然エネルギー生産の状況について報告を求めることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、エネルギー供給事業費に対し、その自然エネルギー供給の状況について報告を求めることができる。

第十八 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八から第十三までの規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 平成十五年四月一日前に締結された契約に基づき同日以後に売り渡される電気に係る自然エネルギー発電については、第八及び第十の1は適用しない。
- 3 2の契約に基づき平成十五年四月一日以後に自然エネルギー発電による電気を買い取る電気供給事業者の取得義務量は、第九の2にかかわらず、第九の2に定める数量から2の自然エネルギー発電に第十の1が適用されるとしたならばその自然エネルギー発電者に対し交付されるべき自然エネルギー電力証書の数量を控除した数量とする。
- 4 2の自然エネルギー発電を行う自然エネルギー発電者は、当該自然エネルギー発電による電気の売渡し条件の変更について、電気供給事業者に協議することを求めることができる。
- 5 その他所要の規定の整備を行う。